

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉市花見川区三角町178-9

氏名 株式会社 京葉エナジー

代表取締役 岩崎 剛士

COPY

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する

千葉市長 熊谷 俊 人



許可の年月日 平成27年10月19日

許可の有効年月日 平成32年8月27日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬 (積替・保管を含む。)

(2) 取扱産業廃棄物の種類 (積替・保管を含む。また「石綿含有産業廃棄物を含む」場合はその旨を記載する)

ア 汚泥 (廃乾電池に限る)、イ 廃油、ウ 廃プラスチック類、エ 紙くず、オ 木くず、

カ 繊維くず、キ 動植物性残渣、ク 金属くず、

ケ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、コ がれき類 以上10品目

(3) 取扱産業廃棄物の種類 (積替・保管を除く。また「石綿含有産業廃棄物を含む」場合はその旨を記載する)

ア 汚泥、イ 廃酸、ウ 廃アルカリ、エ ゴムくず、オ 動物の死体 以上5品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地 千葉市花見川区大日町1280番地の4 他

(面積及び産業廃棄物の種類については別記1のとおり)

3. 許可の条件

別記2のとおり

4. 許可の更新又は変更の状況

平成7年8月28日 新規許可

平成27年10月19日 更新許可

平成27年12月17日 変更届出 (代表者の変更、住所の変更)

5. 積替え許可の有無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以下余白

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

別記1

- (1) 産業廃棄物の保管は(2)の場所で行うこと。
 (2) 施設の種類、設置年月日、面積、数量及び所在地

COPY

施設の種類及び設置年月日	面積	数量	所在地
廃棄物保管施設 (廃プラスチック類) (平成15年4月25日)	保管面積 6.85m ² 保管容量 8m ³ 保管高さ — 保管上限 8m ³	1	千葉市花見川区大日町1280番地の4、1280番地の5の一部
廃棄物保管施設 (紙くず) (平成15年4月25日)	保管面積 6.85m ² 保管容量 8m ³ 保管高さ — 保管上限 8m ³	1	
廃棄物保管施設 (木くず) (平成15年4月25日)	保管面積 6.85m ² 保管容量 8m ³ 保管高さ — 保管上限 8m ³	1	
廃棄物保管施設 (金属くず) (平成18年4月20日)	保管面積 6.85m ² 保管容量 8m ³ 保管高さ — 保管上限 8m ³	1	
廃棄物保管施設 (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) (平成15年4月25日)	保管面積 9m ² 保管容量 6.75m ³ 保管高さ 1.5m 保管上限 6.75m ³	1	
廃棄物保管施設(次の品目はいずれも廃乾電池に限る) (汚泥、金属くず) (平成15年4月25日)	保管面積 0.05m ² 保管容量 0.02m ³ 保管高さ — 保管上限 0.02m ³	6	
廃棄物保管施設 (動植物性残渣) (平成15年6月24日)	保管面積 0.196m ² 保管容量 0.176m ³ 保管高さ — 保管上限 0.176m ³	3	
廃棄物保管施設 (廃油) (平成15年6月24日)	保管面積 0.05m ² 保管容量 0.02m ³ 保管高さ — 保管上限 0.02m ³	5	
廃棄物保管施設(次の品目はいずれも廃バッテリーに限る) (廃プラスチック類、金属くず) (平成15年6月24日)	保管面積 0.54m ² 保管容量 0.29m ³ 保管高さ — 保管上限 0.29m ³	1	
廃棄物保管施設 (繊維くず) (平成25年3月7日)	保管面積 6.85m ² 保管容量 8m ³ 保管高さ — 保管上限 8m ³	1	
廃棄物保管施設 (がれき類) (平成25年3月7日)	保管面積 6.85m ² 保管容量 8m ³ 保管高さ — 保管上限 8m ³	1	
廃棄物保管施設(次の品目はいずれも廃家電に限る) (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) (平成25年3月7日)	保管面積 6.85m ² 保管容量 8m ³ 保管高さ — 保管上限 8m ³	1	

別記2

- (1) 飛散、流出及び地下浸透防止に万全を期すること。
 (2) 他の収集・運搬業者の搬入は認めないこと。また、搬出に際しても自らが行うこと。